

2 西審国第 10 号
令和 3 年 1 月 29 日

西東京市長 丸山 浩一 様

西東京市国民健康保険運営協議会
会長 清水 文子

令和 3 年度の国民健康保険料のあり方について（答申）

令和 2 年 10 月 26 日付 2 西市保第 1499 号で諮問がありましたのことについて、本協議会で審議し、その結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申します。

記

1 諒問事項

令和 3 年度の国民健康保険料のあり方について

2 答申事項

令和 3 年度の保険料率については、西東京市国民健康保険財政健全化計画に基づき改定することが妥当である。

3 答申理由

- 一般会計からの法定外繰入は、給付と負担の関係が不明確となるほか、被保険者以外の市民に負担を求めることとなることから、計画的な解消・削減を図るため、令和 2 年 3 月に計画を策定した。
- 本市では、被保険者の保険料の激変緩和に配慮し、計画期間を 20 年とするとともに、2 年ごとの料率の上がり幅を小さく抑えている。上がり幅は小さいながらも、着実に計画を実行し、徐々にでも法定外繰入の削減を図る必要がある。
- 令和 3 年度に改定を行わない場合、前年比で法定外繰入が増となり、財政の健全化が遅れるだけでなく、令和 5 年度の保険料負担の増や都支出金の減などが懸念される。
- 保険料は、前年の所得が下がると翌年の保険料が減額となり、所得が減少した被保険者に対しては、制度上配慮されることとなる。また、平成 30 年度の税制改正により、フリーランス・自営等の被保険者の令和 3 年度保険料は一定減額となる。

- 法定外繰入の解消・削減に向けて、保健事業や医療費適正化事業の取組による歳出の抑制とともに、収納率の維持・向上や保険料率の見直しによる歳入の確保を総合的に推進する必要がある。

以上の視点を踏まえて審議を行った結果、答申事項の結論に至った。

「付帯意見」

- 1 保険料率の見直しに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が市民生活や市内経済にもたらす甚大な影響など、日々刻々と変化する感染症の影響を考慮し、柔軟な対応を検討すること。
- 2 「働き盛り・子育て世代」を中心に健康づくりに資する事業を推進するとともに、WHOの提唱する健康都市連合に加盟した市として、引き続き健康に対する市民の関心を高めながら、データヘルス計画に基づき、特定健診の受診率と特定保健指導の実施率のさらなる向上、ジェネリック医薬品利用差額通知事業や糖尿病性腎症重症化予防事業の実施など、医療費の適正化に向けた取組を着実に進めること。
- 3 一般会計からの法定外繰入の解消・削減や、低所得者をはじめとした被保険者の負担軽減を図るため、国・東京都からの財政支援の拡充及びさらなる財政基盤の強化につながる制度の見直しを引き続き要望すること。